

議案第45号

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年 6月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類感染症となったことに伴い、防疫作業手当の特例について見直しを行うため、本案を提案するものである。



所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延の防止のため緊急に」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、市長が定めるものをいう。）から市民の生命及び健康を保護するために」に改める。

附則第7項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）」を「4,000円を超えない範囲内において市長が定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第6項及び第7項の規定は、令和5年5月8日以後に従事した作業に係る防疫作業手当について適用し、同日前に従事した作業に係る防疫作業手当については、なお従前の例による。